

2 保育や地域の子育て支援の充実等 [24年度補正予算:118億円]

認定こども園等における保育の充実や地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の機能強化等により、地域の子育て支援の充実を図る。

また、従来子育て支援交付金において行ってきた事業について、子ども・子育て支援新制度の下での円滑なスタートを目指し、安心こども基金に移行して拡充する。

①認定こども園事業費等の改善

幼稚園型認定こども園の保育所機能部分について、幼保連携型認定こども園と同程度の補助額に改善。

※認可外保育施設運営支援事業も同様。

②地域子育て支援拠点事業の機能強化

情報の集約・提供などの「利用者支援」を行うとともに、「地域との協力体制」を強化した「地域機能強化型」を創設。

③一時預かり事業の機能強化

休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設。

④へき地保育事業の実施要件の緩和

実施要件としている1日当たり平均入所児童数10人以上を6人以上に緩和。

3 待機児童解消のための保育所整備等 [24年度予備費:1,118億円]

待機児童の解消のための集中的な保育所等整備や子ども・子育て支援新制度の施行に向けた電子システムの整備を実施する。

※待機児童解消を目指す保育所等の整備(年間約7万人の受け入れ定員増)など

一時預かり事業の機能強化

核家族化や地域のつながりの希薄化など、家庭や地域の子育て環境が大きく変化している中で、一時的に家庭において児童を保育できなくなることによる新たな事態に対応し、すべての子育て家庭の切実なニーズに応えることが必要。このため、休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設し、児童の受入れができる体制を充実（約700施設）。

- （対応例）・日常生活上の突発的な事情（保護者の病気・けが、冠婚葬祭等）
- ・児童虐待の予防（育児疲れや育児ノイローゼ等）
- ・社会参加の必要（自治会・PTA活動、防災訓練等）等

一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。

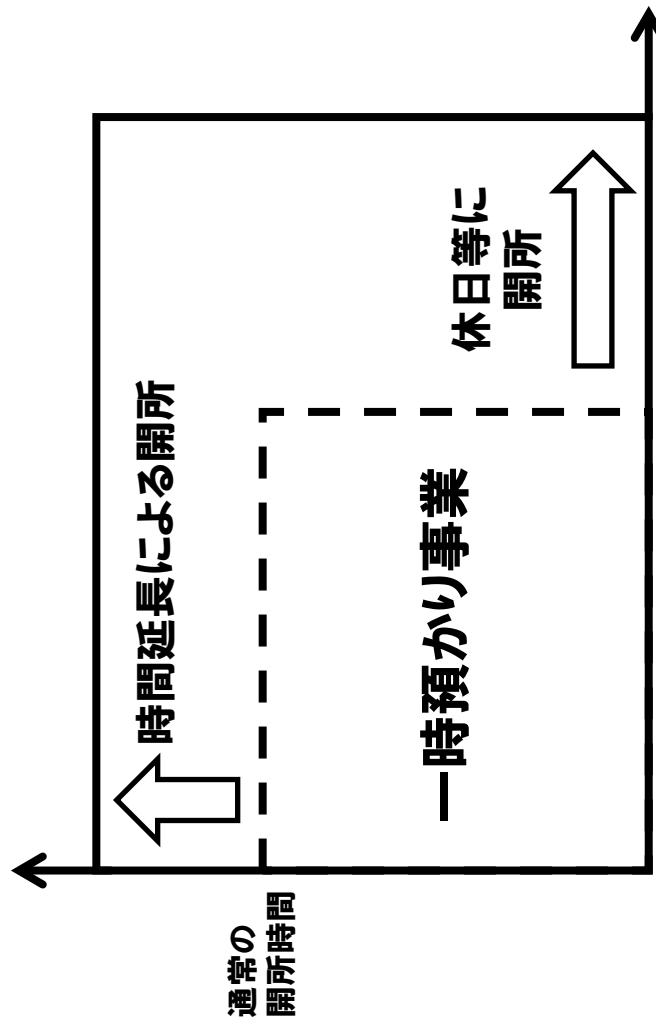
機能強化

基幹型施設の創設

休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う基幹型施設を創設し、児童の受入れができる体制を充実。

（※）現在の補助制度では、1日8時間、週5日分の経費を補助している。

【機能強化のイメージ】



保育所等における事故防止の徹底について

- 子どもの生命の保持及び安全の確保は保育所等の責務
- 保育所等の全職員の間で共通理解・共通認識の下、日々継続的な取組が必要

事故防止の方法

施設長や管理者が中心となり、事故予防や発生時における体制を確立・強化し、事故防止を図る。

【日常の安全管理】

- ・ 事故防止マニュアルや安全点検表を作成し、施設内外の点検を行う。
- ・ また、定期的に事故防止マニュアル等を評価して改善を行う。
- ・ 入所（利用）初期や体調不良が見られるときは、特に十分な観察と注意が必要。
- ・ 保護者と子どもの生活リズム・特性・健康状態を話し合い、子どもの状態を把握する。

【事故防止のための職員のスキルアップや関係機関との連携】

- ・ 過去に発生した事例等を記録し、事故を誘発する原因を洗い出し、分析することで、事故予防対策に活用。事故事例等を職員間で共有し、職員の安全への意識を高める。
- ・ 事故防止や子どもの急変を発見した際の応急処置や救急蘇生法のスキルアップを図る。
- ・ 日頃から地域の医療機関等との連携を図り、緊急時の協力体制を確保。
- ・ 事故・災害発生に備え、緊急時のマニュアルを作成し、職員間で共有し、定期的な訓練を実施。

考えられる事故とその対応例

- ・ ガラスによるケガ：シールなどを貼り、ガラスの存在が分かるように工夫
- ・ 遊ぶ際の服装：遊具に引っかかりやすい形状の服装（フード、マフラーなど）は避ける
- ・ 食事の内容：栄養士等の食事の作り手も含め、職員間で食事内容に危険性はないか確認
（子どもの発達にあった内容か、窒息の危険性はないか等）

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の概要

- 保育所保育指針の改定・告示（平成20年3月公布、平成21年4月施行）第5章「健康及び安全」の充実と「保育指針解説書」でのアレルギー対応について明記
- 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定（平成20年3月）（2）子どもの健康及び安全の確保 ①保健衛生面の対応の明確化
- 保育所におけるアレルギー対応にかかわる調査研究
（平成22年3月（財）こども未来財団）

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン作成
（平成23年3月発出）

ガイドラインの内容の主な項目とポイント

- 保育所におけるアレルギー疾患の実態
保育所でのアレルギー疾患への対応の現状と課題を記載し、保育所において、保育所・保護者・嘱託医が共通理解の下、アレルギー疾患に対応できるよう「アレルギー疾患生活管理指導表」を提示
- アレルギー疾患各論
保育所における代表的なアレルギー疾患（気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎）について、その原因や治療方法、保育所での生活上の留意点を記載
- 食物アレルギーへの対応
保育所で特に対応に苦慮している食物アレルギーについては、誤食や除去食の考え方等について詳述。
また、アナフィラキシーが起こった時の対応について、エピペンの使用を含めた対応方法を明記。

ガイドラインの活用に向けて

○ ガイドラインの周知徹底

→ 各自治体への周知だけでなく、保育団体へも協力要請し、各保育所へガイドラインが直接届くよう、周知を図るとともに、厚生労働省のHPに掲載し、活用しやすい体制を整える。また、日本医師会、小児科医会等へも協力要請し、嘱託医へも周知を図る。

○ Q&Aの作成

→ ガイドラインの活用の際し、あらかじめ想定される質問事項はQ&Aを作成し、保育現場でより使いやすいガイドラインとする。

○ 研修体制の強化

→ アレルギーの問題は専門性が高く、関係機関が共通認識の下、対応できるよう、研修体制の強化が必要である。各保育団体で実施する研修会等で、アレルギーに関する研修機会を組み合わせよう協力要請する。

「保育所における食事の提供ガイドライン」の概要

○保育所保育指針の改定・告示（平成20年3月公布、平成21年4月施行）及び保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定（平成20年3月）による「子どもの健康及び安全」の確保と対応の明確化

○「構造改革特別区域」において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」※1（平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部）

※1なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと

保育所における
食事の提供
ガイドライン作成
（平成24年3月発出）

ガイドラインの内容の主な項目とポイント

- 子どもの「食」をめぐる現状
各種調査から子ども、保護者の食事の状況、課題について明らかにする
- 保育所における食事提供の現状
全国調査から保育所における食事の提供の状況（自園調理・外部委託・外部搬入）と課題を明らかにする。
- 保育所における食事提供の意義と具体的なあり方
「発育・発達」「教育的視点」「保護者支援」の3つの視点から保育所の役割、質の向上を目指したあり方を示す。
- 保育所における食事提供の評価（チェックリスト）
子どもの最善の利益を考慮し、子どもの健全な心身の発達を図るための食事提供のあり方（実践・運営面）についての評価内容を示す。
- 好事例集

ガイドラインの活用に向けて

○ガイドラインの周知徹底

→このガイドラインは、各自治体の保育主管課担当者、保育所へ内容が十分周知できるようにする。また、厚生労働省のHPに掲載し、活用しやすい体制を整える。

○保育所における食事の提供・食育の質の向上
→調査等から明らかになった子どもや保護者、保育所の状況と課題を踏まえて、食事のあり方について再考、評価を行い改善をする。調理性態に関わらず、保育所の食事提供の質の向上を目指す。

→乳幼児期における「食を営む力」の基礎を培うための食事の重要性を、食事に関わる大人（保育所、行政、保護者）が共通理解し取り組む。

「2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」の概要

○ 保育所保育指針の改定・告示(平成20年3月)

○ 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定(平成20年3月)

(2) 子どもの健康及び安全の確保 ①保健衛生面の対応の明確化

○ 保育所における保健予防対策についての調査研究(平成20年5月～平成21年3月)

「保育所における感染症対策ガイドライン」策定(平成21年8月)



2012年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」

改訂の主なポイント

○ 学校保健安全法施行規則の一部改正(平成24年4月1日施行)における「学校で予防すべき感染症およびその出席停止期間」に準じて、内容、登園のめやすを修正

・出席停止の日数の数え方について記載

○ 乳幼児期の特性に応じた感染症対策について、最新の知見から修正・加筆

・インフルエンザの登園のめやすのエビデンス、

・「保育所で問題となる主な感染症とその対策」にRSウイルスを追加

○ 感染経路別に対策を詳細に記載・・・咳エチケットや手洗いの方法など

○ 感受性対策として予防接種の重要性を記載(子ども・職員)

○ 感染防止の重要性を踏まえ、消毒の方法など衛生管理の詳細について加筆

○ 保育所職員の健康管理、予防接種の重要性について、より詳細に記載

不妊に悩む方への特定治療支援事業について

1. 事業の概要

- 要旨
不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法
体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者
特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦
- 給付の内容
1回15万円（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円）、
1年度目は年3回まで、2年度目以降年2回まで、通算5年、通算10回を超えない
- 所得制限
730万円（夫婦合算の所得ベース）
- 指定医療機関
事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体
都道府県、指定都市、中核市
（全都道府県・指定都市・中核市において既に開始済み）
- 補助率
1／2（負担割合：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2）

2. 沿革

- 平成16年度創設
支給期間2年間として制度開始
- 平成18年度
支給期間2年間に延長
- 平成19年度
給付金額を1年度あたり1回10万円、
2回までに増額、所得制限額を
（650万円 → 730万円）引き上げ
- 平成21年度補正予算
給付額10万円 → 15万円
- 平成22年度予算
給付額15万円を継続
- 平成23年度予算
1年度目を年3回に拡充
- 平成25年度予算
凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の給付額を見直し（15万円 → 7.5万円）

3. 支給実績

平成16年度	17,	657件
平成17年度	25,	987件
平成18年度	31,	048件
平成19年度	60,	536件
平成20年度	72,	029件
平成21年度	84,	395件
平成22年度	96,	458件
平成23年度	112,	642件

離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等の支援について

対応方針

○ 離島振興法の改正に伴い、新たに「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」が盛り込まれた。

○ 平成25年度より、妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦の健康診査受診時・分娩時にかかる交通費及び宿泊費の支援に要する経費につき、特別交付税措置を講じることについて総務省と合意

- ※ 今後、「特別交付税に関する省令」の改正（秋頃を予定）により、当該支援にかかる算定基準が策定される予定。
- ※ 各地方自治体が実施する妊婦健診にかかる費用の公費助成については、従来、国庫補助事業で行ってきた分も含め、全て地方財政措置を講ずることとなった。

特別交付税とは

- 地方交付税には「普通交付税」と「特別交付税」の2種類があり、地方交付税総額の94%に相当する額を普通交付税とし、6%に相当する額を特別交付税とすることとされている。
- 特別交付税は、画一的な方法で算定される普通交付税を補完する役割を持っており、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要（離島などの地理的条件によるもの等）がある場合等に算定交付される。 ※普通交付税不交付団体にも交付される。
- 特別交付税は、年2回に分けて決定、交付される。（第1回目は12月、第2回目は3月に交付）
- 特別交付税として算定される事項や、その算定方法については、「特別交付税に関する省令」に規定。

育児・介護休業法の概要

育児休業・介護休業制度

- 子が1歳(一定の場合は、1歳半)に達するまで(父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヶ月に達するまでの間の1年間<パパ・ママ育児プラス>)の育児休業の権利を保障
- 対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業の権利を保障

※一定の条件を満たした期間雇用者も取得可能

短時間勤務等の措置

- 3歳に達するまでの子を養育する労働者について、短時間勤務の措置(1日原則6時間)を義務づけ
- 常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者に対し、次のいずれかの措置を事業主に義務づけ

- ①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制
- ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④介護費用の援助措置

時間外労働の制限

- 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限

所定外労働の免除

- 3歳に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合、所定外労働を免除

深夜業の制限

- 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、深夜業を制限

子の看護休暇制度

- 小学校就学前までの子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日を限度として看護休暇付与を義務づけ

介護休暇制度

- 要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日を限度として介護休暇付与を義務づけ

転勤についての配慮

- 労働者を転勤させる場合の、育児又は介護の状況についての配慮義務

不利益取扱いの禁止

- 育児休業等を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いを禁止

※下線部は、平成21年6月の法改正により改正された部分。
平成24年7月1日より、全ての事業場において、全面施行。

「イクメンプロジェクト」について

24年度予算額 14,668千円
(23年度予算額 29,327千円)

☆「イクメンプロジェクト」とは

- 育児を積極的にする男性「イクメン」を周知・広報するプロジェクト。
- 参加型の公式サイトや広報資料の配付を通じて、多くの人を巻き込み、社会的な気運の醸成を図る。

☆「イクメンプロジェクト」のねらい

- 男性の育児にもっと関わりたい、育児休業を取得したい、という希望をかなえる。
- 夫婦で協力して育児をする環境を作ることにより、出生率の向上と女性の就業率向上を目指す。

「イクメンプロジェクト」の概要

- 1 「イクメンプロジェクト推進チーム」の結成
 - ・ 有識者等による「推進チーム」を結成（座長：安藤哲也氏（NPO法人ファザーリング・ジャパン副代表理事））
- 2 「イクメンプロジェクト」ホームページの運営
 - ① イクメン宣言、育児・育児休業体験談、「イクメンの星」の掲載
 - ・ イクメン本人が、育児に関する夢や決意を「イクメン宣言」として登録
 - ・ イクメン宣言をした方が育児や育児休業の体験談を投稿できる仕組みを作り、寄せられた体験談をサイト上で紹介
 - ・ 育児・育児休業体験談を投稿された方の中から、推進チームの選考により「イクメンの星」を選出し紹介
 - ② イクメンサポーター宣言（個人／企業・団体）
 - ・ 家族、同僚、企業などイクメンの周りの方がイクメンへの応援メッセージを「イクメンサポーター宣言」として登録
 - ③ 企業の事例集やパンフレット等関係資料の掲載
 - ・ 企業の人事担当者等が参考にできるよう、企業の具体的な取り組み事例等を紹介
 - ④ 男性の育児を応援する行政機関の取組やイベント情報の収集・発信
 - ・ 行政機関の取組やイクメンサポーター企業・団体等が行うイベントの情報を投稿できる仕組みを作り、集約した情報をトップページのカレンダーに掲載。メールアドレスやツイッターやツイッターでも一部の情報を発信

3 広報資料の配付

男性の育児休業取得率：2.63%（2010年度）→10%（2017年度）→13%（2020年度）
第1子出産前後の女性の継続就業率：38%（2010年）→55%（2017年）

数値目標

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び認定について

(平成17年4月から10年間の時限立法)

行動計画の策定

- ・101人以上企業
→義務
- ・100人以下企業
→努力義務

届出・実施

- ・各都道府県労働局に届出
- ・計画の公表・従業員へ周知
- ・目標達成に向けて計画実施

計画終了・ 目標達成

- ・次期行動計画の
策定・実施
- ・認定の申請

厚生労働大臣 による認定

- ・一定の基準を満たす企業を認定
- ・企業は商品等に認定マークを使用可

行動計画例

1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで

2 内容

目標1
計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする
男性:年に〇人以上取得
女性:取得率〇%以上
対策

平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施
平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施

目標2

ノーマル残業デーを月に1日設定する。

対策

平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置
平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う

目標〇 …

対策 …

〇届出状況(平成24年12月末時点)

101人以上企業の97.2%

301人以上企業の97.1%

101～300人以下企業の97.2%

規模計届出企業数 70,302社

〇認定状況(平成24年12月末時点)
認定企業 1,405社

認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得者がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。

認定企業に対する税制優遇制度

- ・一定の期間(※)に取得・新築・増改築した建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。

※ 認定を受ける対象となった行動計画の開始日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間

- ・平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、次世代法の認定を受けた事業主が対象。



次世代認定マーク「くるみん」

都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況

(平成24年12月末現在)

	常時雇用労働者30人以上の企業数	常時雇用労働者101人以上300人以下の企業数	(A)	(B)	① 一般事業主行動計画策定届提出企業数		② 内、常時雇用労働者30人以上の企業数		(イ) 内、常時雇用労働者10人以下の企業数		認定企業数
					届出数	届出率	(C)	届出率	(D)	届出率	
1	447	1,239	2,431	427	95.3%	2,004	1,193	96.3%	811	12	
2	111	321	601	111	100.0%	490	321	100.0%	169	9	
3	109	328	697	108	99.1%	589	328	100.0%	261	9	
4	204	533	950	204	100.0%	746	532	99.8%	214	14	
5	83	245	569	83	100.0%	486	245	100.0%	241	6	
6	106	343	652	106	100.0%	546	340	99.1%	206	5	
7	153	398	785	152	99.3%	633	396	99.5%	237	8	
8	221	557	1,018	220	100.0%	798	550	98.7%	248	11	
9	143	435	1,086	143	100.0%	943	435	100.0%	508	12	
10	153	461	1,012	153	100.0%	859	455	98.7%	404	12	
11	427	1,152	2,222	427	98.8%	1,401	945	1,145	99.4%	656	27
12	380	869	1,580	377	99.2%	1,203	869	100.0%	334	26	
13	4,326	6,459	13,023	3,993	92.3%	9,030	5,758	89.1%	3,272	586	
14	767	1,500	3,120	757	98.7%	2,363	1,474	98.3%	889	50	
15	236	621	1,396	235	99.6%	1,161	621	100.0%	540	10	
16	110	399	1,598	110	100.0%	1,488	399	100.0%	1,089	17	
17	126	405	1,312	125	99.2%	1,187	403	99.5%	784	16	
18	67	256	809	65	97.0%	744	256	100.0%	488	10	
19	62	196	522	62	100.0%	460	196	100.0%	264	13	
20	213	555	1,298	211	99.1%	1,087	554	99.8%	533	32	
21	172	558	1,097	172	100.0%	925	557	99.8%	368	28	
22	375	921	1,908	375	100.0%	1,533	921	100.0%	612	22	
23	944	2,024	4,173	938	99.4%	3,235	2,021	99.9%	1,214	61	
24	155	401	832	154	99.4%	678	399	99.5%	279	16	
25	310	1,105	2,288	304	99.0%	1,004	304	98.1%	700	19	
26	283	643	1,288	283	100.0%	1,005	642	99.8%	363	32	
27	1,377	2,260	4,458	1,358	98.6%	3,100	2,229	98.6%	871	99	
28	480	1,292	2,308	480	100.0%	1,828	1,286	99.5%	542	43	
29	67	213	371	67	100.0%	304	211	99.1%	93	10	
30	51	263	430	51	100.0%	379	260	98.9%	119	5	
31	41	171	398	39	95.1%	359	167	97.7%	192	7	
32	51	206	515	51	100.0%	464	204	99.0%	260	6	
33	196	493	1,154	194	99.0%	960	482	97.8%	478	20	
34	346	836	2,157	345	99.7%	1,812	829	99.2%	983	21	
35	116	402	1,049	116	100.0%	933	386	96.0%	547	7	
36	46	178	482	46	100.0%	436	178	100.0%	258	16	
37	102	347	669	102	100.0%	567	341	98.3%	226	16	
38	137	409	1,019	137	100.0%	882	408	99.8%	474	19	
39	56	217	508	56	100.0%	452	217	100.0%	235	3	
40	487	1,178	2,465	485	99.6%	1,980	1,169	99.2%	811	20	
41	65	247	499	65	100.0%	434	246	99.6%	188	4	
42	107	368	714	106	99.1%	608	367	99.7%	241	11	
43	130	432	862	129	99.2%	733	430	99.5%	303	7	
44	86	314	819	84	97.7%	735	312	99.4%	423	9	
45	77	290	650	77	100.0%	573	286	98.6%	287	4	
46	158	442	1,054	155	98.1%	899	437	98.9%	462	17	
47	95	268	637	95	100.0%	542	267	99.8%	275	8	
	14,746	32,959	70,302	14,324	97.1%	55,978	32,026	97.2%	23,952	1,405	
				合計							

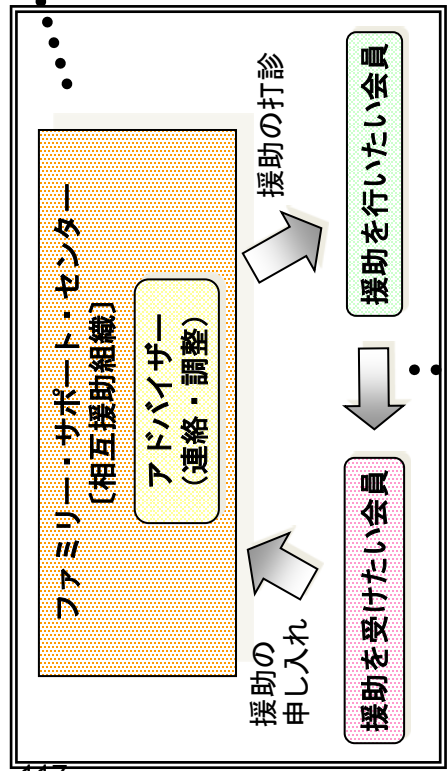
ファミリー・サポート・センター事業について

事業概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。平成21年度より、病児・病後児の預かり、早期・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）も行っている。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施市区町村数 ・ 基本事業 700市区町村 ・ 病児・緊急対応強化事業 129市区町村 ※ 平成24年度交付決定ベース 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会員数 ・ 援助を受けたい会員 352, 683人(319, 702人) ・ 援助を行いたい会員 114, 818人(108, 318人) ・ 両方会員 39, 889人(38, 246人) ※平成22年度末現在 ()は平成21年度末現在
---	---

ファミリー・サポート・センター事業及び病児・緊急対応強化事業の実施について、積極的な働きかけをお願いしたい。また、講習の充実等による事故防止対策の徹底をお願いしたい。



相互援助活動の例

- ・ 保育施設までの送迎
- ・ 冠婚葬祭や買い物等外出の際の子どもの預かり
- ・ 病児・病後児の預かり
- ・ 早期・夜間等の緊急時の預かり

事業内容

- 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- 相互援助活動の調整〔万一事故が発生した場合の連絡、調整を含む〕
- 会員に対して必要な知識を付与する講習会の開催
- 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催 など

事故防止・安全対策

- 事故*発生時の対応 ※死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う事故
 - ・ 事故情報の収集及びそれを基にした再発防止対策
 - ・ 事故が発生した場合の厚労省への報告
- (参考)平成18年4月1日から平成23年6月21日までの間に、15件の事故が発生
- 会員に対する講習の強化
 - ・ 預かり中の子ども安全対策等のため、9項目24時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うことが望ましいとする通知を发出。
 - ・ 平成24年度より、24時間を満たした講習を実施し、講習強化分として申請のあった自治体に対して、交付ポイントを加算。
 - ・ (平成24年度補正予算より)複数預かりを実施する自治体へのポイント加算を廃止予定。

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針)

1. 個人住民税の非課税限度額等

(医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)

- 25年度は影響は無い。
- 26年度以降の税制改正において対応。
- 非課税限度額を参照しているものは、26年度以降の税制改正を踏まえて対応。

2. その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

- ① 生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。(就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等)
- ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。(中国残留邦人への給付等)

3. 地方単独事業

(例: 準要保護者に対する就学援助)

- 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼